

2019年度 サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者 基礎研修 開催要項

1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体 山口県

3 実施機関 学校法人Y I C 学院

4 対象者

（１）サービス管理責任者

今後、サービス管理責任者として従事することが見込まれる者等であって、①かつ③、又は②かつ③の要件を満たす者

- ①相談支援従事者初任者研修を修了した者又は相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講した者
- ②2019年度に相談支援従事者初任者研修を修了見込みの者又は相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講見込みの者
- ③研修受講時点において、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付厚生労働省告示第544号）」の実務経験要件を満たす者又は2年未満満たない者

※ 「実務経験要件に2年未満満たない者」とは、別添実務経験一覧表の相談支援業務の年数が3年以上5年未満の者、直接支援業務の年数が6年以上8年未満の者（有資格者は3年以上5年未満）、国家資格該当者で相談支援業務又は直接支援業務の年数が1年以上3年未満の者をさす。

（２）児童発達支援管理責任者

今後、児童発達支援管理責任者として従事することが見込まれる者等であって、①かつ③、又は②かつ③の要件を満たす者

- ①相談支援従事者初任者研修を修了した者又は相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講した者
- ②2019年度に相談支援従事者初任者研修を修了見込みの者又は相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講見込みの者
- ③研修受講時点において、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日付厚生労働省告示第230号）」の実務経験要件を満たす者又は2年未満満たない者

※ 児童発達支援管理責任者研修の受講には、別添「児童発達支援管理責任者実務経験一覧表」のとおり実務経験要件を満たさなければ受講の対象とはなりませんのでご確認ください。なお、介護保険法に定める施設等の実務経験のみでは要件を満たしません。

5 定 員 基礎研修 各80名程度

6 開催日程 2回開催します。どちらかを申し込みください。

※詳細は、**別紙**日程表のとおり

(1) 第1回目 2019年11月12日(火)、11月13日(水)、11月14日(木)の全3日間

(2) 第2回目 2019年12月10日(火)、12月11日(水)、12月12日(木)の全3日間

7 会場 Y I Cスタジオ(山口市小郡黄金町2番24号)

8 受講料 21,000円(全3日間)

※納付方法は事前振込のみとします。

振込先などの詳細は、受講決定通知にてお知らせします。

9 申込期限 2019年8月31日(土) **郵送必着** ※期限を過ぎた申込は受け付けません。

10 申込先 〒747-0802 防府市中央町1番8号
Y I C看護福祉専門学校

11 申込方法 下記**i**及び**ii**の2点を添付の上、**郵送**で申し込みをしてください。

※未着防止のため、F A Xまたは電子メールによる申し込みは受け付けません。

i 別添「受講申込書」

※『サービス管理責任者用』と『児童発達支援管理責任者用』の2種類があります。

・必要事項を記入し、(設置)法人の代表者名で申し込みをしてください。

ii 研修修了証書等の写し ※①、②のいずれかを必ず添付すること

① 相談支援従事者初任者研修を修了又は講義部分を受講済みの者の場合

⇒「相談支援従事者初任者研修修了証書」又は「受講証明書」の写し

② 今年度(2019年度)相談支援従事者初任者研修を申込の者の場合

⇒「2019年度相談支援従事者初任者研修受講申込書」(記入、押印済みのもの)の写し

12 受講者の決定 受講決定通知を10月上旬までに法人へ発送し、お知らせします。

※受講決定は、山口県内の事業所に従事している者を優先します

13 課題の提出

受講には、課題が課される見込みです。

※ 課題に関する詳細は、受講決定時に法人へ発送します。

※ 課題の提出が無い場合は、受講が認められません。

14 昼食について 昼食は各自で準備してください。

- 15 **修了証書** 研修の全日程（全3日間）修了者には、修了証書を交付します。
なお、修了者の名簿については県が管理します。

16 その他

- (1) 理由の如何を問わず、受講生の都合により、遅刻、早退、欠席された場合は、修了証書は交付できません。
- (2) 本研修の受講決定は、受講決定者がサービス管理責任者等として配置される際の実務経験要件を満たしていることを保証するものではありません。
- (3) サービス管理責任者等として従事するためには、基礎研修修了後2年以上の実務を経験し、実践研修を受講する必要があります。経過措置として、令和3年度までは、基礎研修受講時点に実務経験要件を満たす方は、受講後3年間はみなしのサービス管理責任者等として従事することができます。

17 問い合わせ先

【研修申込等に関すること】

Y I C看護福祉専門学校 担当：石田・下野

TEL 0835-26-1122 FAX 0835-26-1155

【研修制度に関すること】

山口県健康福祉部障害者支援課

在宅福祉推進班 担当：高橋

TEL 083-933-2764 FAX 083-933-2779

会場周辺図 <Y I Cスタジオ> 〒754-0021 山口県山口市小郡黄金町2番24号
TEL 083-976-8111



2019 年度 サービス管理責任者等 基礎研修 日程表

開催日	時間	科目	内容・目的	時間数
【1 日目】 第1回 11/12 第2回 12/10	9:20	オリエンテーション	開講式・オリエンテーション	10 分
	9:30～ 10:30	サービス提供の基本的 考え方(講義)	サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ICF の視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について講義により理解する。	60 分
	10:40～ 12:10	サービス提供のプロセス (講義)	サービス提供のプロセスに関する講義により、PDCA サイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。	90 分
	13:00～ 14:30	サービス等利用計画等と 個別支援計画の関係 (講義)	サービス等利用計画等と個別支援計画の関係性について講義を行い、サービス等利用計画等における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等利用計画等の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画等が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。	90 分
	14:40～ 17:20	サービス提供事業所の 利用者主体のアセスメント(講義)	サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について講義により理解する。また、障害種別や障害福祉サービスなど各分野における異なる視点について理解する。	150 分
【2 日目】 第1回 11/13 第2回 12/11	9:30～ 10:30	個別支援計画作成のポ イントと作成手順(講義)	個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用した講義を行い、作成の視点が一括マネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。	60 分
	10:40～ 12:10	個別支援計画の作成(演 習)	モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。	270 分
	13:00～ 16:00	個別支援計画の作成(演 習)		
【3 日目】 第1回 11/14 第2回 12/12	9:30～ 11:30	個別支援計画の実施状 況の把握(モニタリング) および記録方法(演習)	モデル事例を活用したグループワークにより、事業所において提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、視点・目的・手法等を理解する。	180 分
	13:00～ 14:00	個別支援計画の実施状 況の把握(モニタリング) および記録方法(演習)		
	14:10～ 15:00	まとめ・修了式		50 分

※内容は変更されることがあります。法定時間 15 時間